

株 主 各 位

神奈川県相模原市西橋本五丁目4番12号
株 式 会 社 ア ル プ ス 技 研
代表取締役社長 牛 嶋 素 一

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年3月24日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年3月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県相模原市西橋本五丁目4番12号
当社本社 会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 (1) 第28期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第28期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.alpsgiken.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におきましては、世界的な金融危機に端を発し欧米を中心に景気は後退局面に入りました。特に、9月の米国での大手金融機関の破綻以降は、これまで長期に亘り世界経済を支えてきた同国の個人消費が急激に冷え込み、自動車産業をはじめとする実物経済全体を急速に冷え込ませました。これにより輸出主導のわが国経済も打撃を受け、折からの急激な円高も加わって、輸出企業を中心に企業収益が大幅に悪化し、生産や設備投資の急激な減少が続いております。このため国内の雇用情勢も、製造業務に携わる人員を中心に年末にかけ急速に悪化しました。

当社グループの主要顧客である自動車、電機、精密機械メーカーなどにおきましては、11、12月頃から欧米での急速な景気悪化に伴い、生産調整や労働時間の大幅な短縮、製造業務に従事する非正規社員の削減などの動きが顕著となりました。

また、当期におきましては、労働者派遣事業を営む一部企業による法令違反行為などを契機として、政・官・財を巻き込んだ労働者派遣法の改正論議が持ち上がり、厚生労働省労政審議会の審議を経て通常国会に改正案の提出がなされております。

このような環境下、当社は主要事業である常用雇用型の技術者派遣を主体とする「アウトソーシングサービス事業」において、優秀な人材の採用を進めるとともに、個々の技術者のスキル向上や顧客ニーズとの的確なマッチングなど、高付加価値サービスの提供に努めました。

以上の結果、中核である技術者派遣事業において、第4四半期に入ってから顧客の生産調整の影響などで開発部門においても派遣社員の稼働時間が減少しましたが、期初からの累計では人員増と派遣単価アップがあったため、当社の派遣売上高が前期比3.2%増となり、アウトソーシングサービス事業の売上高は222億40百万円（前年同期比1.5%増）となりました。し

かし、昨年度下期から縮小したその他事業の減収による影響が大きく連結売上高は225億23百万円（同0.2%増）にとどまりました。利益面では、増収と販管費の伸び抑制による当社の増益と、子会社㈱アルプスビジネスサービスの損益好転により営業利益が16億40百万円（同1.9%増）となりました。また、経常利益では、2月に売却した関係会社の持分法投資損失がなくなったため16億89百万円（同7.1%増）となりました。当期純利益は前連結会計年度に税効果会計のために低くなった法人税負担率が通常のレベルに戻ったため、9億30百万円（同3.0%減）となりました。

セグメント別の状況は以下のとおりであります。

イ. アウトソーシングサービス事業

アウトソーシングサービス事業におきましては、ローテーションによる顧客への高付加価値サービスの提供、並びに派遣技術者の増加により、アウトソーシングサービス事業の売上高は222億40百万円（前年同期比1.5%増）、売上高構成比率は98.7%となりました。

ロ. その他事業

モノづくり事業縮小等により、売上高は2億82百万円（前年同期比49.5%減）、売上高構成比率は1.3%となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループが実施した設備投資額は1億65百万円であり、その主な内容は当社の就業管理・派遣管理システムに係る設備投資等によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式発行及び社債発行等の資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

- (1) 子会社㈱アルプスビジネスサービスは、平成20年11月1日付で校正業務に係る事業を、25百万円で譲渡いたしました。
- (2) 平成20年12月11日開催の取締役会で、当社及び子会社㈱アルプスビジネスサービスの介護事業を、平成21年1月5日付で設立した完全子会

社「㈱アルプスの杜」に承継させることを決議いたしました。なお、効力発生日は平成21年4月1日であります。なお、会社法第784条第3項に基づき、株主総会の決議を経ずにこの吸収分割を決定しております。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、人材関連ビジネスへの経営資源の集中を図るため、持分法適用会社であります㈱エムテーシーの全株式(所有割合34.7%)を2億20百万円で、平成20年2月12日付で譲渡いたしました。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (平成17年12月期)	第 26 期 (平成18年12月期)	第 27 期 (平成19年12月期)	第 28 期 (当連結会計年度) (平成20年12月期)
売 上 高(百万円)	20,536	21,592	22,473	22,523
経 常 利 益(百万円)	1,601	1,488	1,577	1,689
当 期 純 利 益(百万円)	801	411	959	930
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	78円23銭	40円22銭	86円64銭	83円87銭
総 資 産(百万円)	10,542	11,838	11,531	11,438
純 資 産(百万円)	5,777	7,332	7,677	7,839
1 株 当 たり 純 資 産 額	582円79銭	660円75銭	691円02銭	703円97銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 第26期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
3. 第26期の純資産及び総資産の主な増加は平成18年7月に発行した新株予約権付社債の行使によるものであります。
4. 第28期(当連結会計年度)の概況については、前記「1. 企業集団の現況 (1) 当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	所 在 地	主 要 な 事 業 内 容
㈱アルプスビジネスサービス	百万円 100	% 97.7	神奈川県 相模原市	一般労働者派遣事業、社員教育事業、損害保険の代理業、人材紹介業、商品仕入・販売、介護施設の管理
㈱アルネス情報システムズ	百万円 160	100.0	東京都 千代田区	アプリケーション・パッケージのカスタマイズ及び導入支援 アプリケーション・ソフトウェアの開発・試作
ALTECH SHINE CO., LTD.	百万台湾ドル 40	95.0	台湾 台北市	事務用機器・精密機器・通信機器・電子機器等の設計業、機械・設備機器の設置工事、商品仕入・販売
ALTECH BEIJING CO., LTD.	百万円 60	100.0	中国 北京市	機械・電気設計の業務請負、人材コンサルタント
ALTECH QINGDAO CO., LTD.	百万円 100	100.0	中国 青島市	技術開発、教育・研修のコンサルタント
ALTECH SHINE (GUANG ZHOU) CO., LTD.	百万円 70	100.0	中国 広州市	機械・設備機器の設置工事

(注) ALTECH SHINE (GUANG ZHOU) CO., LTD. (中国 広州市) を平成20年6月2日付で設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

世界的な金融危機や実物経済への波及など、当社グループの主要顧客である製造業では、予断を許さない状況が続くものと思われまます。

そのような状況下、当社が対処すべき主要な経営課題としては、以下のとおりであります。

① 経済・ビジネス環境の急激な変化に対する対応

一昨年のサブプライムローン問題を契機とする世界的な金融危機、特に昨年9月の米国での大手金融機関の破綻以降は、これまで長期に亘り世界経済を支えてきた同国の個人消費を大きく減退させ、これに依存していた自動車産業をはじめとする全世界の製造業の業績を悪化させています。当社グループの主要顧客である自動車、電機、精密機械メーカーなどにおきましても、昨年11、12月頃から顧客の労働時間の大幅な短縮、製造業務に従事する非正規社員の削減などの動きが相次いでおります。

当社が技術者を派遣している製造業の設計・開発部門につきましては、製造業にとりまして将来の競争力を左右する業務であるため製造業務・生産業務への派遣ほどの影響はないものの、開発プロジェクトの延期や絞込みなどが行われており、第29期の業績には少なからずその影響は出てくるものと予想しております。

このような「100年に1度」とさえ言われる難局を乗り切るため、当社では全社一丸となって、新規顧客の開拓や営業マンの増員、営業拠点の再編などをはじめとする営業力の強化のための施策、本社機能のスリム化などの機構改革、間接業務のグループ内での共通化、経費のドラスチックな削減などに取り組んでまいります。

② 高付加価値業務へのローテーション推進

現状は短期的には製造業の急激な業績悪化の影響を受けざるを得ませんが、消費者ニーズの多様化、商品のライフサイクル短縮化の傾向には変化はなく、製造業における設計・開発業務のアウトソーシング化の流れは、一層強まっていくことになると予想しております。

また、技術者派遣事業においては、今後は優勝劣敗が一層明確になり、より付加価値の高いソリューションを顧客に対して提案し続ける企業のみが競争に勝ち残っていくものと考えます。当社は、高度な技術と信頼・安心を提供し、強固かつ広範なパートナーシップを構築していくことに注力してまいります。このため、引き続き高付加価値業務へのニーズを着実に取り込んでいくと共に、技術者のローテーションを進めてまいります。

③ 技術者の自律的キャリア形成支援と高度技術者の育成

技術者派遣事業においては、顧客からの支持と共に、企業価値の源泉となる技術者とのWIN-WIN関係が不可欠となります。技術者が、モチベーショ

ンを持って自らの技術力を向上させ、自立的キャリアデザインを描けるよう、個々の技術力や経験など、技術者のライフキャリアプランを踏まえたサポートを実施してまいります。特に、技術者教育に関しては、自社教育システムと併せ専門教育機関との連携による教育研修体制を充実させてまいります。また、受託・モノづくりの技術的蓄積を活用した専門技術者集団の育成を図ってまいります。

④ コンプライアンス・内部統制などへの取り組み

派遣業界におきましては、一部の派遣事業者による二重派遣や偽装請負など労働者派遣法をはじめとする法令違反などが社会問題化しております。当社グループでは、「企業倫理憲章」、諸規程等のルールを制定すると共に、法令遵守のための社内体制を整備し、コンプライアンス教育を徹底してまいりました。引き続きコンプライアンスや内部統制に対しては、経営の最重要課題として継続的に取り組んでまいります。

⑤ 労働者派遣法の改正について

現在、通常国会において改正派遣法が上程されております。派遣法改正問題で焦点となっているのが、いわゆる日雇い派遣などの問題で、自ら雇用リスクをとり採用した正社員を派遣する常用雇用（期間の定めのない雇用契約）型派遣については、派遣労働者の雇用安定や能力開発への取り組みが図られている点などから、これまでの規制を一部緩和する措置が検討されております。法改正の動向を注視するとともに、常用雇用型技術者派遣の業界団体である「有限責任中間法人日本エンジニアリングアウトソーシング協会（NEOA）」を通じて、引き続き政策提言や業界の健全化、社会への広報活動などに積極的に参画してまいります。

⑥ グループ戦略

当社及び子会社で行っていた介護事業を分社化し、独立企業として責任をもたせ、より専門的なサービスを提供するため、平成21年1月5日完全子会社「㈱アルプスの杜」を設立し、平成21年4月より同社の事業を開始する予定です。今後、一層グループ間の緊密な連携によりシナジーを高め、グループの業績管理体制の整備・強化により、さらなる企業価値向上を図ってまいります。

⑦ 社会的責任（CSR）

当社は、企業市民として環境ISO14001に基づく環境経営の推進や、NPO法人、財団を通じて起業家育成・教育・コミュニティー活動等の社会貢献活動を支援してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成20年12月31日現在)

区 分	主 要 な サ ー ビ ス	
	サービス区分	事 業 内 容
アウトソーシング サービス事業	エンジニアリング サービス	機械・電気・輸送用機器・精密機器・化学・情報処理設計等の工学的技術を用いた技術提供、ソフトウェアの開発・受託
	テクニカルサービス	製造ライン・事務・介護等の技能提供、設計・製作・据付・工事等の工程管理を中心とした専門的な技術・技能を用いたサービスの提供
	介護サービス	専門的な知識・技術・技能を用いた介護施設等の企画・運営・コンサルティング・管理業務及び付随業務
	人材サービス	人材紹介、人事コンサルティング、教育・研修等の人材サービス業務
	その他サービス	上記に属さないアウトソーシングサービス業務
そ の 他 事 業	モノづくり事業	工場における製品の開発・設計及び生産設備・検査装置等の一括又はその一部の製造
	そ の 他 事 業	商品の販売等

(6) 主要な事業所及び工場（平成20年12月31日現在）

① 当社の主な事業所

本 社	神奈川県相模原市
事 業 部	北海道・東北事業部（仙台市太白区） 北関東事業部（さいたま市大宮区） 東京事業部（東京都港区） 西関東事業部（神奈川県相模原市） 中部事業部（長野県長野市） 東海事業部（名古屋市市中村区） 関西事業部（大阪市中央区） 九州事業部（福岡市博多区）
工 場	蓼科テクノパーク（長野県茅野市） 宇都宮テクノパーク（栃木県矢板市）
研 修 セ ン タ ー	本社研修センター（神奈川県相模原市） 蓼科研修センター（長野県茅野市）

- (注) 1. 平成20年2月1日付で、東海事業部三河営業所（愛知県安城市）を新設いたしました。
2. 平成20年3月31日付で、北海道・東北事業部山形営業所（山形県山形市）を閉鎖いたしました。
3. 平成20年4月1日付で、中部事業部富山営業所（富山県富山市）を新設いたしました。

② 重要な子会社の主な事業所

前記「(3)重要な親会社及び子会社の状況 ②子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 使用人の状況（平成20年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,351名 [283名]	132名 [△51名]

(注) 1. 使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

なお、在外連結子会社等の使用人数につきましては、当該会社の決算日現在の人数を記載しております。

2. 使用人数は、前連結会計年度より132名増加しております。これは主に国内外の新規学卒者採用及び中途採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,818名	125名	31.0歳	5.4年

(注) この他に、登録社員（雇用契約中の者）が51名、嘱託11名、パート・アルバイトが21名おります。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年12月31日現在）

借入先	借入額
	千円
株式会社横浜銀行	100,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	70,000
株式会社八十二銀行	50,000
株式会社東邦銀行	50,000
株式会社三井住友銀行	50,000
株式会社みずほ銀行	50,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成20年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 39,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,248,489株
(注) 平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数が29,100株増加しました。
- ③ 株主数 6,541名
- ④ 大株主の状況(上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	株	%
松井利夫	1,189,513	10.70
有限会社松井経営研究所	1,088,521	9.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	347,600	3.12
財団法人起業家支援財団	340,000	3.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	333,000	2.99
株式会社横浜銀行	329,958	2.96
アルプス技研従業員持株会	324,978	2.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	271,900	2.44
株式会社東邦銀行	176,968	1.59
株式会社八十二銀行	173,823	1.56

(注) 出資比率は、自己株式数(136,639株)を控除のうえ算出しております。また、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成20年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
取 締 役 会 長	小 林 孝 雄	
代 表 取 締 役 社 長	牛 嶋 素 一	業務執行役員社長
代 表 取 締 役 副 社 長	江 越 博 昭	業務執行役員副社長
取 締 役	寺 嶋 薫	業務執行役員常務 兼北海道・東北、北関東事業部担当
取 締 役	野 田 浩	業務執行役員 兼総務部長 兼秘書室長 兼業務管理部長
取 締 役	山 崎 國 秀	業務執行役員 兼人事部長
取 締 役	石 井 忠 雄	業務執行役員 兼経営企画部長
取 締 役	須 貝 昌 志	業務執行役員 兼中部事業部長 兼テクノパーク長
取 締 役	篠 原 秀 明	業務執行役員 兼西関東事業部長
常 勤 監 査 役	加 藤 義 昭	
常 勤 監 査 役	岡 部 博	
常 勤 監 査 役	宮 沢 徹	
監 査 役	松 田 壯 吾	松田・豊島法律事務所 弁護士

- (注) 1. 監査役加藤義昭氏、宮沢 徹氏及び松田壯吾氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 篠原秀明氏は、平成20年3月25日開催の定時株主総会終結をもって監査役に辞任し、同定時株主総会で取締役役に選任されました。
3. 岡部 博氏は、平成20年3月25日開催の定時株主総会終結をもって取締役役を任期満了により退任し、同定時株主総会で監査役に選任されました。
4. 牛嶋素一氏は、平成20年10月1日付で代表取締役社長に選定されました。
5. 加藤義昭氏は、平成20年10月1日付で常勤監査役に選定されました。

② 事業年度中に辞任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び他の法人等の代表状況等
篠原 秀明	平成20年3月25日	辞任	常勤監査役
池松 邦彦	平成20年12月31日	辞任	取締役

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員 名	支給額 百万円
取締役	12	173
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	21 (12)
合計	17	194

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年3月24日開催の第25回定時株主総会において、年額2億円以内と決議いただいております。

平成19年3月23日開催の第26回定時株主総会において、取締役の報酬について、業績連動報酬制度を導入いたしました。概要は以下のとおりであります。

- (1) 固定報酬 年額1億50百万円以内
- (2) 業績連動報酬 年額50百万円以内
- (3) 業績連動報酬の概要

取締役の業績連動報酬は、計画値に基づく標準業績をベースに連結の自己資本利益率及び売上高経常利益率を業績評価指数として業績連動の総額を算出し、業績連動の総額を取締役役務責任ポイントの割合に応じて業績連動報酬を支給いたします。

2. 監査役報酬限度額は、平成18年3月24日開催の第25回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の支給人員には、平成20年3月25日開催の定時株主総会終結をもって任期満了による退任2名及び辞任による退任1名を含んでおります。また、取締役の報酬の支給額のうち、44百万円は業績連動報酬であります。
4. 監査役の支給人員には、平成20年3月25日開催の定時株主総会終結をもって辞任による退任1名を含んでおります。
5. 平成20年12月31日付退任した取締役1名の退職慰労金については、平成18年3月24日開催の第25回定時株主総会において、退職慰労金制度廃止による打ち切り支給の額、3百万円を平成21年1月に支払いました。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の会社との兼任状況及び当社と当該他の会社との関係
該当事項はありません。
- ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。
- ハ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ニ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
加藤義昭	常勤・社外 監査役	平成20年3月に監査役に就任し、以後開催された取締役会11回のうち10回出席し、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会については、監査役に就任後12回のうち10回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
宮沢徹	常勤・社外 監査役	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回出席し、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会については17回のうち16回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
松田壯吾	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会17回のうち13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会については17回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ホ. 責任限定契約の状況

常勤の社外監査役を除き、当社と社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額を限度としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26 ^{百万円}
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務報告に係る内部統制に関する指導及び助言に対する対価を支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意を得てまたは監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンスの実効性を確保するために制定した「アルプス技研企業倫理憲章」を規範として、役員及び社員は社会的・倫理的責任を自覚し、法令・定款及び具体的な指針である行動規範大綱を率先垂範して遵守いたします。なお、取締役会は、内部統制の実施状況を監督するとともに、「業務の適正を確保する体制」を整備するために、内部統制委員会を設置し、内部統制基本方針について不断の見直しによって改善・充実を図り、効率的で適法な業務執行体制を以下のとおり構築いたします。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令及び文書取扱規程等に基づき、各々の担当職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録したうえ、適切に保存し、取締役及び監査役は必要に応じて閲覧できるものといたします。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、リスク管理規程を定め、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、グループの業績・財務状況に影響を及ぼすリスクの適切な管理を行い、定期的に取り締役に報告いたします。

ロ. 当社の経営危機管理規程に定める、グループ経営に重大な影響を及ぼす事態が発生したとき、または発生のおそれが予想される場合には、社長を本部長とした対策本部を設置いたします。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、定例の取締役会を毎月1回及び臨時取締役会を必要に応じ開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行います。

ロ. 取締役会の機能を強化し経営効率化を図るため、常務会を原則として、月2回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行います。

ハ. 当社の企業理念、経営計画、事業運営状況等について透明性・公平性・適時性を図り、ステークホルダーの当社グループに対する理解を促進し、適正な評価に資するためにディスクロージャー委員会を適正に運営いたします。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンスの審議機関として、複数の社外有識者を含めた委員で構成するコンプライアンス委員会を適正に運営いたします。コンプライアンス（企業倫理）規程の実践的運用と徹底を図るため、各部門からコンプライアンスリーダー及びコンプライアンス推進委員を選任して啓蒙活動を実施します。

ロ. 業務部門から独立した監査室が、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに代表取締役及び監査役に適宜報告します。

ハ. 法令及び倫理上疑義がある行為等について、社員が直接情報提供を行う手段として、社内窓口及び外部専門機関の「ヘルプネット・社外窓口」を設置しています。なお、通報者の希望により匿名性を保証するとともに通報者に不利益がないことを確保いたします。

ニ. 社会秩序や健全な企業活動を阻害する反社会的勢力及びその団体、個人には毅然たる態度で臨み、一切関係を持ちません。また、反社会的勢

力からの不当要求には一切応じないものとします。

- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行います。

ロ. グループ会社は内部統制を担当する部署を定め、当社と連携して内部統制システムの構築及び実効性を図り、当社はグループ会社の経営の企業活動におけるリスク管理体制を確立いたします。

ハ. 監査役、会計監査人及び監査室は連携し、企業集団の連結経営の有効性、効率性等を確保するための監査体制を構築しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、必要に応じ監査役の業務補助のため監査役付または監査役スタッフを置くことができます。なお、設置する場合は当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定について監査役会の事前の同意を得るものとします。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。

ロ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告いたします。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、代表取締役と定例的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。

ロ. 監査役は、取締役会及び重要な会議等に出席いたします。また、稟議書等に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとします。

ハ. 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、定期的な情報交換などの連携を図ります。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、技術者派遣企業として、成長を継続し企業価値ひいては株主共同の利益を安定的に確保し、向上させていくことが必要であると考えております。当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

当社の株主の在り方について、当社は、公開会社として株主の皆様が所有する当社株式は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、買付の目的や買付後の経営方針等に鑑み企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要とする期間を与えることなく行われるもの、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすもの等が想定されます。

このような大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考え、当社は買収防衛策を導入し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するものであります。

② 取り組みの具体的な内容

イ. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、投資家の皆様は長期的に当社に投資を継続していただくために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、次の施策を実施しています。これらの取り組みは、基本方針の実現に資すると考えております。

「5カ年計画」による企業価値向上への取り組み

当社は、昭和43年創業以来、社会や企業の発展も技術開発も、人と人の心のつながりが基本であるとの意味をこめた、「Heart to Heart」の経営理念に基づいて、製品の開発・設計分野において優れた技術力の提供とソリューションの提案によって高い付加価値を生み出し、製造業のイコールパートナーを目指し日本の製造業の発展を支え

る技術者派遣企業として成長してまいりました。

- (イ) 第9次5カ年計画（平成20年7月～平成25年6月）の要旨は、次のとおりであります。

第8次5カ年計画の企業価値（事業価値・社会価値・人間価値）の向上を継承しつつ、顧客との強固かつ広範なパートナーシップの構築により事業規模の拡大を図るとともに、ライフキャリアプランに基づいた技術者の支援及び教育研修を充実させることによって高度技術者の育成に努めてまいります。また、社会・経済環境の変化にフレキシブルかつスピーディーに対応できる組織経営力の強化を進め、これらの実現によって経営品質の向上を図り、グループの総合力を発揮しエンジニアリングアウトソーシング業界におけるリーディングカンパニーとなることを目指してまいります。

・ 顧客との強固かつ広範なパートナーシップの構築

顧客の多様化するニーズに対応するため、高度な技術と信頼・安心を提供し、顧客との強固かつ広範なパートナーシップを構築してまいります。また、ソリューション提案力の強化を図るとともに、優秀な人材を確保し顧客の開発戦略を支え、顧客の事業拡大・事業再編やグローバル展開を支援するため、技術支援サービスや人材ビジネスを積極的に展開を推進してまいります。

・ ライフキャリアプランによる高度技術者の育成

技術者が、自らの技術力を向上させ、自律的キャリアデザインを描けるよう、技術力や経験を踏まえた教育・人事・ローテーションが一体となったライフキャリアサポートを実施してまいります。特に、技術者教育に関しては、自社教育システムと併せ専門教育機関との連携による教育研修体制を充実させ、また、請負・受託・モノづくり部門の技術的蓄積を活用した専門技術者集団の育成を図り、更には、新たなキャリアプランの形成及び新規事業創出に向けた社内ベンチャー制度の構築を図ってまいります。

・ 組織経営力の確立

持続的な成長発展を目指すために、価値創造の源泉である現場に対する支援及び人材育成を強化するとともに、リーディングカンパニーとしての社会的信頼に応えるため、効率的かつ効果的な内部管理体制（コンプライアンスや内部統制など）の構築を図り、また、グループの事業領域の拡大や国際化の進展に対応した経営管理体制の確立を推進してまいります。

第9次5カ年計画に基づいて、具体的な施策として当社グループの企業価値を高めるため、「採用力の強化による優れた人材の

確保」、「技術者育成支援システムの導入・実施」、「教育研修の充実による技術力・人間力の向上」を図り、顧客の量的・質的ご要望にお応えするとともに、技術者と顧客の最適な組み合わせによる高付加価値サービスの提供を進めております。

- (ロ) コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益向上への取り組み

当社グループは、広く社会から期待される企業となるべくコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、企業価値を増大させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上を図るための取り組みとして、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

また、独立性の高い社外監査役を含めた監査役の監査により、取締役会の意思決定・監督機能の強化を図っております。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っております。

- ロ. 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための仕組み

当社は、平成19年3月23日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)として買収防衛策を導入いたしました。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。当社取締役会の決議により設置する独立委員会は、外部専門家等の助言を得て、買付内容の評価・検討、株主の皆様への情報開示と取締役会が提案した代替案の開示・検証、必要に応じて買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると独立委員会が判断した場合は、対抗措置の発動(買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施)を取締役に勧告いたします。また、独立委員会が対抗策の発動について、相当でないと判断した場合は、取締役会に対して、不発動の勧告をいたします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行うものとします。当社取締

役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

本プランが発動されることとなった場合、当社は買付者等による権利行使は認められないとの行使条件と当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された新株予約権をその時点の全ての株主様に対して無償割当ていたします。

- ③ 当社の導入した買収防衛策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主の共同利益を損なうものでなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

イ．株主意思の反映

本プランは、平成19年3月23日開催の当社定時株主総会において承認されております。また、本プランの有効期間(3年)満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

ロ．独立性の高い社外監査役及び有識者の判断による判断と情報開示

当社の取締役会を監督する立場にある社外監査役及び有識者を含めて独立委員会を構成することにより、当社の経営陣の恣意的判断を排除し、その客観性、合理性を担保すると同時に独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

ハ．本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、これらの客観的要件は本プランにおける当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と内容的に一致させております。これにより、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,734,242	流 動 負 債	3,245,290
現金及び預金	2,923,931	支払手形及び買掛金	69,117
受取手形及び売掛金	2,915,594	短期借入金	370,000
有価証券	5,641	未払法人税等	489,399
たな卸資産	248,752	未払金	726,677
繰延税金資産	323,524	賞与引当金	523,785
その他	317,225	役員賞与引当金	44,000
貸倒引当金	△427	その他	1,022,310
固 定 資 産	4,704,532	固 定 負 債	353,834
有 形 固 定 資 産	3,362,786	退職給付引当金	319,918
建物及び構築物	1,499,879	役員退任慰労引当金	4,774
機械装置及び運搬具	24,777	長期未払金	10,652
土地	1,719,702	その他	18,489
建設仮勘定	2,526	負 債 合 計	3,599,124
その他	115,902	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	228,559	株 主 資 本	7,851,448
投 資 其 他 の 資 産	1,113,186	資本金	2,347,163
投資有価証券	429,494	資本剰余金	2,785,321
繰延税金資産	173,900	利益剰余金	2,785,489
賃貸固定資産	242,937	自己株式	△66,525
その他	266,854	評価・換算差額等	△29,084
資 産 合 計	11,438,774	その他有価証券評価差額金	10,924
		為替換算調整勘定	△40,008
		少数株主持分	17,285
		純 資 産 合 計	7,839,650
		負 債 純 資 産 合 計	11,438,774

連結損益計算書

(平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
	上		22,523,333
売	上	高	16,579,009
販	原	価	5,944,323
営	総	利	4,304,130
業	一	益	1,640,192
受	般	受	5,682
受	管	取	3,939
賃	理	配	6,576
為	費	助	37,495
そ	及	貸	2,206
營	び	差	30,765
業	業	の	86,665
支	外	費	11,637
賃	取	用	24,957
そ	取	の	653
経	常	利	37,248
特	利	益	1,689,609
固	資	産	65
関	社	式	50,201
寄	株	収	10,000
長	金	入	4,710
貸	未	戻	22,857
事	引	戻	11,847
保	業	讓	3,532
特	險	解	103,215
固	損	失	6
定	資	産	22,568
減	資	産	8,581
投	損	損	33,232
会	有	証	4,818
税	員	券	69,208
法	權	評	1,723,616
人	評	価	697,896
法	価	額	94,640
少	調	整	792,537
当	整	額	175
期	株	主	930,903
純	主	利	
利	利	益	

連結株主資本等変動計算書

(平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成19年12月31日 残高	2,340,092	2,778,198	2,530,965	△66,172	7,583,084
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の権利行使による新株の発行	7,071	7,071			14,142
剰余金の配当			△676,250		△676,250
当期純利益			930,903		930,903
自己株式の取得				△406	△406
自己株式の処分		51		53	104
海外連結子会社における従業員奨励福利基金への積立額			△129		△129
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	7,071	7,122	254,523	△352	268,364
平成20年12月31日 残高	2,347,163	2,785,321	2,785,489	△66,525	7,851,448

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少 数 株 主 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成19年12月31日 残高	65,334	10,215	75,550	19,014	7,677,648
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の権利行使による新株の発行					14,142
剰余金の配当					△676,250
当期純利益					930,903
自己株式の取得					△406
自己株式の処分					104
海外連結子会社における従業員奨励福利基金への積立額					△129
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△54,410	△50,224	△104,634	△1,728	△106,363
連結会計年度中の変動額合計	△54,410	△50,224	△104,634	△1,728	162,001
平成20年12月31日 残高	10,924	△40,008	△29,084	17,285	7,839,650

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

6社

(株)アルプスビジネスサービス

(株)アルネス情報システムズ

ALTECH SHINE CO., LTD.

ALTECH BEIJING CO., LTD.

ALTECH QINGDAO CO., LTD.

ALTECH SHINE (GUANG ZHOU) CO., LTD.

ALTECH SHINE (GUANG ZHOU) CO., LTD. は平成20年6月2日付で設立されたことにより新たに連結子会社となりました。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社または関連会社はありません。

なお、従来持分法適用会社であった(株)エムテーシーは平成20年2月12日付で当社が所有する同社株式を全て譲渡したため、当連結会計年度より持分法適用会社から除外しております。

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は下記のとおりとなっております。

ALTECH SHINE CO., LTD. 9月30日

上記以外の子会社 12月31日

連結計算書類作成に当たっては各社の決算日の計算書類を使用しております。また、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っておりません。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品 連結子会社(株)アルプスビジネスサービス
個別法による原価法
- ・ 製品 移動平均法による原価法
- ・ 原材料 当社及び連結子会社(株)アルプスビジネスサービス
移動平均法による原価法
- ・ 仕掛品 個別法による原価法
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

- ・ 当社
建物及び構築物 定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物……………10～47年
- 上記以外 定率法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
機械装置及び運搬具……………2～12年
その他(工具、器具及び備品)…3～15年
- ・ 在外連結子会社ALTECH SHINE CO.,LTD.、ALTECH BEIJING CO.,LTD.、ALTECH QINGDAO CO.,LTD.、ALTECH SHINE (GUANG ZHOU) CO.,LTD.
所在地国の会計基準の規定に基づく定額法
- ・ 上記以外の連結子会社 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
機械装置及び運搬具……………2年

(追加情報:既存資産の残存簿価の処理方法の変更)

当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産に関して、償却可能限度額(取得価額の95%相当額)まで償却が終了している場合の帳簿残高(残存簿価)について、償却が終了した事業年度の翌事業年度から5年間で均等償却する方法に変更いたしました。

これにより従来と同一の方法によった場合に比べ営業利益、経常利益がそれぞれ2,224千円減少し、税金等調整前当期純利益が1,899千円減少しております。

ロ. 無形固定資産

- ・ 当社

定額法

なお、主な耐用年数または償却期間は次のとおりであります。

のれん……………5年

自社利用のソフトウェア……………5年

- ・ 在外連結子会社ALTECH SHINE CO.,LTD.、ALTECH BEIJING CO.,LTD.、ALTECH QINGDAO CO.,LTD.、ALTECH SHINE (GUANG ZHOU) CO.,LTD.

所在地国の会計基準の規定に基づく定額法

- ・ 上記以外の連結子会社

定額法

ハ. 投資その他の資産

- ・ 当社

貸貸固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物……………10～47年

ニ. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、その支給見込額のうち、当連結会計年度の費用とすべき額を見積計上しております。

ハ. 退職給付引当金

当社

確定給付型退職給付制度廃止日における退職金未払額を計上しております。

なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号)を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。

連結子会社㈱アルプスビジネスサービス、㈱アルプス情報システムズ

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

ニ. 役員退任慰労引当金

連結子会社㈱アルプスビジネスサービス

役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ホ. 役員賞与引当金

当社

取締役に対して支給する業績連動報酬の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の費用とすべき額を計上しております。

連結子会社㈱アルプスビジネスサービス

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の費用とすべき額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- ⑥ 在外連結子会社の会計処理基準
 在外連結子会社の計算書類は、それぞれの所在地国において、一般に公正妥当と認められた会計処理基準に基づいて作成しております。
- ⑦ 消費税等の会計処理
 税抜方式を採用しております。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。
- (6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項
 のれんは、5年間の均等償却を行い、金額が僅少な場合には、発生年度に全額償却しております。

2. 連結貸借対照表等に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産	1,473,139千円
賃貸固定資産	72,012千円

(2) 偶発債務

センチュリー・リーシング・システム㈱	376千円
日本カーソリユーションズ㈱	5,595千円

計	5,971千円
---	---------

(注) 連結子会社㈱アルプスビジネスサービスの校正事業の営業譲渡に伴い、譲渡したリース契約の未経過リース料について債務保証したものであります。

3. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 特別利益に計上されている「事業譲渡益」は、連結子会社(株)アルプスビジネスサービスの校正事業を営業譲渡したことによるものであります。
- (2) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
栃木県矢板市	事業用資産	土地及び建物等
神奈川県湯河原町	事業用資産	機械装置及びのれん

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、アウトソーシングサービス事業に係る事業用資産については全国の事業部を基本単位とし、その他事業に係る事業用資産については工場を基本単位としてグルーピングしております。その他賃貸資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。本社及び蓼科の研修施設、保養所等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。連結子会社(株)アルプスビジネスサービスは、アウトソーシングサービス事業及びその他事業に係る事業用資産についてはそれぞれの事業ごとに、外部への賃貸資産については個別の資産ごとにグルーピングしております。その他の連結子会社につきましては、規模等の理由から会社単位を基準としてグルーピングをしております。

当社のアウトソーシング事業の中部事業部およびその他事業の蓼科工場につきましては、減損の兆候がありましたが、割引前将来キャッシュ・フローの総額または正味売却価額が帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識はないとの判定に至っております。なお、その他事業の宇都宮工場については、収益性が低下したため、帳簿価額を不動産鑑定評価額を基にした正味売却価額により測定した回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物1,404千円、土地2,452千円、その他72千円であります。また、連結子会社(株)アルプスビジネスサービスのその他事業に係る温泉濃縮水製造装置については、収益性が低下し、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、帳簿価額の全額につき減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は機械装置3,645千円、のれん1,007千円であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
発行済株式				
普通株式	11,219,389	29,100	—	11,248,489
自己株式				
普通株式	136,354	395	110	136,639

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加29,100株は、新株予約権(ストックオプション)の権利行使によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加395株は、単元未満株式の買取によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少110株は、単元未満株式の売却によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年3月25日 定時株主総会	普通株式	454,404	41	平成19年12月31日	平成20年3月26日

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年8月11日 取締役会	普通株式	221,846	20	平成20年6月30日	平成20年9月22日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年3月25日 定時株主総会	普通株式	355,579	利益剰余金	32	平成20年12月31日	平成21年3月26日

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 703円97銭
- (2) 1株当たり当期純利益 83円87銭

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年2月19日

株式会社 アルプス技研

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士 鶴野隆一 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士 服部一利 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルプス技研の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルプス技研及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第28期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年2月27日

株式会社アルプス技研 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 加藤 義 昭 ㊟

常 勤 監 査 役 岡 部 博 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 宮 沢 徹 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 松 田 壯 吾 ㊟

貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,942,223	流動負債	2,704,086
現金及び預金	2,417,640	買掛金	14,205
受取手形	66,224	短期借入金	370,000
売掛金	2,420,228	未払金	639,086
仕掛品	13,160	未払費用	267,548
貯蔵品	1,756	未払法人税等	476,091
前払費用	252,534	未払消費税等	158,288
繰延税金資産	284,513	未払受金	6,083
短期貸付金	476,000	預り金	266,800
未収入金	1,404	賞与引当金	460,538
その他	8,760	役員賞与引当金	44,000
固定資産	4,979,865	その他	1,444
有形固定資産	3,110,703	固定負債	288,018
建物	1,379,035	退職給付引当金	262,475
構築物	43,476	長期未払金	10,652
機械装置	3,186	その他	14,889
車両運搬具	7,721		
器具備品	86,096	負債合計	2,992,104
土地	1,588,660		
建設仮勘定	2,526	純資産の部	
無形固定資産	134,170	株主資本	7,919,029
ソフトウェア	116,939	資本金	2,347,163
電話加入権	6,949	資本剰余金	2,785,321
その他	10,282	資本準備金	2,784,651
投資その他の資産	1,734,991	その他資本剰余金	669
投資有価証券	429,074	利益剰余金	2,853,070
関係会社株式	329,035	利益準備金	190,000
関係会社出資金	210,000	その他利益剰余金	2,663,070
長期貸付金	18,000	買換資産圧縮積立金	8,906
長期前払費用	44,447	別途積立金	1,510,000
繰延税金資産	141,503	繰越利益剰余金	1,144,163
敷金・差入保証金	133,747	自己株式	△66,525
会員権	7,100	評価・換算差額等	10,955
保険積立金	31,848	その他有価証券評価差額金	10,955
貸付固定資産	389,335	純資産合計	7,929,984
その他	900		
資産合計	10,922,089	負債純資産合計	10,922,089

損 益 計 算 書

(平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	18,931,836
売上原価	13,608,438
売上総利益	5,323,398
販売費及び一般管理費	3,665,349
営業利益	1,658,048
営業外収益	
受取利息及び配当金	29,068
受取助成金	6,576
賃貸料	49,743
その他	27,800
営業外費用	113,188
支払利息	7,587
賃貸原価	36,454
為替差損	20
その他	218
経常利益	44,281
特別利益	1,726,955
固定資産売却益	22
貸倒引当金戻入益	23,925
長期未払金戻入益	4,710
寄付金収入	10,000
保険解約益	3,532
特別損失	42,190
固定資産売却損	6
固定資産除却損	21,551
減損損失	3,928
投資有価証券評価損	33,232
役員権評価損	4,500
税引前当期純利益	63,219
法人税、住民税及び事業税	1,705,926
法人税等調整額	673,704
当期純利益	69,254
	742,959
	962,967

株主資本等変動計算書

(平成20年1月1日から
平成20年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
					買換資産圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年12月31日 残高	2,340,092	2,777,580	618	2,778,198	190,000	9,202	1,510,000	857,151	2,566,353
事業年度中の変動額									
新株予約権の権利行使 による新株の発行	7,071	7,071		7,071					
剰余金の配当								△676,250	△676,250
買換資産圧縮 積立金取崩額					△295			295	-
当期純利益								962,967	962,967
自己株式の取得									
自己株式の処分			51	51					
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	7,071	7,071	51	7,122	-	△295	-	287,012	286,716
平成20年12月31日 残高	2,347,163	2,784,651	669	2,785,321	190,000	8,906	1,510,000	1,144,163	2,853,070

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	その他有価証券評価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成19年12月31日 残高	△66,172	7,618,471	65,831	65,831	7,684,302
事業年度中の変動額					
新株予約権の権利行使 による新株の発行		14,142			14,142
剰余金の配当		△676,250			△676,250
買換資産圧縮 積立金取崩額		-			-
当期純利益		962,967			962,967
自己株式の取得	△406	△406			△406
自己株式の処分	53	104			104
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）			△54,876	△54,876	△54,876
事業年度中の変動額合計	△352	300,557	△54,876	△54,876	245,681
平成20年12月31日 残高	△66,525	7,919,029	10,955	10,955	7,929,984

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの

移動平均法による原価法

- ・時価のないもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

- ③ たな卸資産

- ・原材料
- ・仕掛品
- ・貯蔵品

移動平均法による原価法

個別法による原価法

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - ・建物・構築物

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………15～47年

構築物……………10～20年

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

機械装置……………5～12年

車両運搬具……………2～6年

器具備品……………3～15年

（追加情報：既存資産の残存簿価の処理方法の変更）

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産に関して、償却可能限度額（取得価額の95%相当額）まで償却が終了している場合の帳簿残高（残存簿価）について、償却が終了した事業年度の翌事業年度から5年間で均等償却する方法に変更いたしました。

これにより従来と同一の方法によった場合に比べ営業利益、経常利益がそれぞれ1,742千円減少し、税引前当期純利益が1,664千円減少しております。

- ② 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数又は償却期間は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア……………5年

- ③ 長期前払費用 定額法
- ④ 貸貸固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物・構築物……………10～47年

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、その支給見込額のうち、当事業年度の費用とすべき額を見積計上しております。

③ 退職給付引当金

確定給付型退職給付制度廃止日における退職金未払額を計上しております。

なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（実務対応報告第2号）」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。

④ 役員賞与引当金

取締役に対して支給する業績連動報酬の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の費用とすべき額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,261,300千円
貸借固定資産の減価償却累計額	158,825千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	499,226千円
関係会社に対する長期金銭債権	18,000千円
関係会社に対する短期金銭債務	22,335千円
(3) 取締役に対する長期金銭債務	10,652千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
① 売 上 高	73千円
② 売 上 原 価	125,253千円
③ 販売費及び一般管理費	106,738千円
④ 出向者給与負担金の受入額	64,652千円
⑤ 営業取引以外の取引高	17,682千円

(2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
栃木県矢板市	事業用資産	土地及び建物等

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、アウトソーシングサービス事業に係る事業用資産については全国の事業部を基本単位とし、その他事業に係る事業用資産については工場を基本単位としてグルーピングしております。その他賃貸資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。本社及び蓼科の研修施設、保養所等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当社のアウトソーシング事業の中部事業部およびその他事業の蓼科工場につきましては、減損の兆候がありましたが、割引前将来キャッシュ・フローの総額または正味売却価額が帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識はないとの判定に至っております。なお、その他事業の宇都宮工場については、地価が大幅に下落しており、帳簿価額を不動産鑑定評価額を基にした正味売却価額により測定した回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物1,404千円、土地2,452千円、その他72千円であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	136,354	395	110	136,639

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加395株は、単元未満株式の買取によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少110株は、単元未満株式の売却によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産(流動)

未払事業税	36,599千円
原材料	4,337千円
仕掛品	929千円
賞与引当金	186,609千円
未払費用	26,168千円
その他	29,869千円
合計	284,513千円

繰延税金資産(流動)純額

繰延税金資産(固定)

投資有価証券	25,845千円
長期未払金	4,316千円
会員権	20,086千円
関係会社株式	282,627千円
退職給付引当金	106,355千円
減損損失	88,780千円
その他	720千円
小計	528,731千円
評価性引当額	△373,802千円
合計	154,929千円

繰延税金負債(固定)

買換資産圧縮積立金	6,211千円
その他有価証券評価差額金	7,214千円
合計	13,426千円

繰延税金資産(固定)純額

141,503千円

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との主な差異原因

法定実効税率	40.5%
(調整)	
住民税均等割額	2.3%
寄付金等の一時差異でない項目	0.5%
評価性引当額の当期増加額	0.6%
その他の	△0.3%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	43.6%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
有形固定資産 「器具備品」	10,091	5,488	4,603

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額等

1年内	2,049千円
1年超	2,693千円
合計	4,742千円

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	2,134千円
減価償却費相当額	2,018千円
支払利息相当額	130千円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	47,640千円
1年超	778,120千円
合計	825,760千円

3. 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
個人主要株主	松井利夫	—	当社顧問	(被所有)直接 10.76%	—	—	顧問料の支払	10,870	—	—
個人主要株主が議決権の過半数を所有する会社等	㈱松井経営研究所	100,000	企業に関する調査・分析、コンサルティング	(被所有)直接 9.85%	—	—	寄付金収入	10,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 松井利夫氏は、同氏の当社創業者としての長年の経営経験や知識等を基に現経営陣に対し、高い立場から助言等を行ってもらうことを主な目的として顧問契約を締結しております。なお、顧問報酬額については個別の契約内容に応じて決定しております。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱アルネス情報システムズ	160,000	アプリケーション・パッケージのカスタマイズ及び導入支援 アプリケーション・ソフトウェアの開発・試作	(所有)直接 100.0	使用人 2名	連結財務諸表提出会社のソフト開発設計	資金の貸付	400,000	短期貸付金	390,000

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお担保は受け入れておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	713円65銭
(2) 1株当たり当期純利益	86円76銭

9. 採用している退職給付制度の概要

当社は平成15年1月1日より確定拠出年金制度を採用しております。

退職給付債務に関する事項

退職給付引当金	△262,475千円
---------	------------

(確定給付型退職給付制度廃止時における退職未払額)

退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額	206,497千円
---------------	-----------

退職給付費用	<u>206,497千円</u>
--------	------------------

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年2月19日

株式会社 アルプス技研

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 鶴 野 隆 一 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 服 部 一 利 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルプス技研の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及び事業報告附属明細書の監査結果

- 一 事業報告及び事業報告附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及び計算書類に係る附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年2月27日

株式会社アルプス技研 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 加藤 義昭 (印)

常 勤 監 査 役 岡 部 博 (印)

常勤監査役(社外監査役) 宮 沢 徹 (印)

監 査 役 (社 外 監 査 役) 松 田 壯 吾 (印)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第28期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金32円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は355,579,200円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成21年3月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)」が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要になりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (2) 株主の皆様の権利行使に関する手続きを株式取扱規程の中で定めることを明らかにするため、所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記変更に伴い、現行定款第11条以下の条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p><u>第7条 (株券の発行)</u> <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>2) <u>前項の規定にかかわらず、当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u></p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (単元未満株主の売渡請求) <u>単元未満株式を有する株主(実質株主含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。</p> <p>2) 前項の請求があった場合において、当社が売渡すこととなる数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</p> <p>3) 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>第1条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条 (単元未満株主の売渡請求) 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。</p> <p>2) 前項の請求があった場合において、当社が売渡すこととなる数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>第9条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</p> <p>3) 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条 (株式取扱規程)</p> <p><u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡請求、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条～第51条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第10条 (株式取扱規程)</p> <p>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡請求、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続き等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条～第50条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	牛嶋 素一 (昭和29年1月2日生)	昭和51年4月 ㈱横浜銀行入行 平成11年10月 同行新橋支店長 平成14年4月 同行執行役員横須賀支店長 平成16年6月 同行常務執行役員東京支店長兼東京・県外ブロック営業本部長 平成19年4月 当社常勤顧問 平成19年9月 当社業務執行役員常務 平成20年3月 当社代表取締役副社長兼業務執行役員副社長兼経営企画部長 平成20年10月 当社代表取締役社長兼業務執行役員社長 (現任)	3,400株
2	江越 博昭 (昭和26年5月10日生)	昭和52年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 平成13年7月 経済産業省大臣官房参事官 平成16年7月 四国経済産業局長 平成19年7月 当社常勤顧問 平成19年9月 当社業務執行役員専務 平成20年3月 当社代表取締役副社長兼業務執行役員副社長 (現任)	2,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
3	寺 嶋 薫 (昭和27年7月22日生)	昭和51年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)入行 平成14年7月 池田物産(株)入社 平成17年11月 当社入社 平成18年1月 当社九州事業部長 平成18年10月 当社業務執行役員兼九州事業部長 平成19年2月 ALTECH SHINE CO., LTD. 董事長 平成19年3月 当社取締役兼業務執行役員兼国際部長 ALTECH BEIJING CO., LTD. 董事長 ALTECH QINGDAO CO., LTD. 董事長 平成20年3月 当社取締役兼業務執行役員常務兼国際部長 平成20年10月 当社取締役兼業務執行役員常務(現任)	2,400株
4	須 貝 昌 志 (昭和33年3月9日生)	昭和51年3月 (株)中島電機製作所入社 平成2年10月 当社入社 平成12年3月 当社北関東事業部長 平成13年3月 当社取締役北関東事業部長 平成15年3月 当社取締役兼西日本事業本部長 平成17年7月 当社取締役兼業務執行役員兼営業推進部長 平成20年6月 当社取締役兼業務執行役員兼中部事業部長兼テクノパーク長(現任)	10,999株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
5	宮坂 近 司 (昭和28年3月31日生)	昭和48年3月 チノン(株)入社 平成9年1月 (株)ザイゴ入社 平成10年3月 当社入社 平成17年7月 当社中部事業部長 平成18年1月 当社業務執行役員兼西関東 事業部長 平成20年3月 (株)アルプスビジネスサービ ス代表取締役社長 (現任) 平成21年1月 当社業務執行役員 (現任)	7,191株
6	野田 浩 (昭和33年8月16日生)	昭和57年4月 (株)福島銀行入行 平成14年9月 (株)ダイユーエイト入社 平成15年7月 (株)東北エンタープライズ (現(株)マトリック・コミュニ ケーションズ) 経営管理 部長 平成16年9月 当社入社 平成17年1月 当社総務部長 平成17年3月 当社業務執行役員兼総務部 長兼人事部長 平成18年3月 当社取締役兼業務執行役員 兼総務部長 平成19年7月 当社取締役兼業務執行役員 兼経営企画部長兼秘書室長 平成20年3月 当社取締役兼業務執行役員 兼秘書室長兼業務管理部長 平成20年10月 当社取締役兼業務執行役員 兼総務部長兼秘書室長兼業 務管理部長 (現任)	1,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
7	石井 忠雄 (昭和33年1月15日生)	昭和55年4月 ㈱住友銀行(現㈱三井住友銀行)入行 平成9年4月 同行法人業務部上席部長代理 平成12年1月 同行大宮支店長 平成17年4月 当社入社 平成17年7月 当社北関東事業部長 平成18年7月 当社業務執行役員兼人事部長 平成20年3月 当社取締役兼業務執行役員兼人事部長 平成20年10月 当社取締役兼業務執行役員兼経営企画部長(現任)	2,000株
8	篠原 秀明 (昭和29年8月18日生)	昭和53年4月 ㈱横浜銀行入行 平成12年10月 同行公務部公務渉外担当部長 平成16年1月 当社入社 平成16年3月 当社総務部長 平成16年10月 当社総務部長兼秘書室長 平成17年1月 当社IR・広報室長兼秘書室長 平成17年3月 当社業務執行役員兼IR・広報室長兼秘書室長 平成18年3月 当社常勤監査役 平成20年3月 当社取締役兼業務執行役員兼西関東事業部長(現任)	800株

(注) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県相模原市西橋本五丁目 4 番12号
 株式会社アルプス技研
 本社 会議室
 T E L 042-774-3333 (代表)
 F A X 042-773-2455



- 交通機関 ● JR横浜線・JR相模線・京王相模原線
 橋本駅南口から徒歩約10分
- 橋本駅南口より神奈中バス
 「西橋本二丁目」バス停下車徒歩 1分
 橋本駅南口バスターミナル
 1 番乗場「若葉台住宅行」午前 9 時20分発、45分発
 なお、橋本駅南口からのバスの所要時間は約 3 分であり
 ます。